

第8章 子ども・若者への支援

第1節 相談・支援機関の活動状況

1. 子ども家庭相談センター（児童相談所）

子ども家庭相談センター（児童相談所）は児童福祉法に基づいて設置される行政機関で、滋賀県では中央子ども家庭相談センターおよび彦根子ども家庭相談センターの2か所が設置されており、児童福祉司や児童心理司、一時保護に主として携わる児童指導員等の専門職員を配置しています。

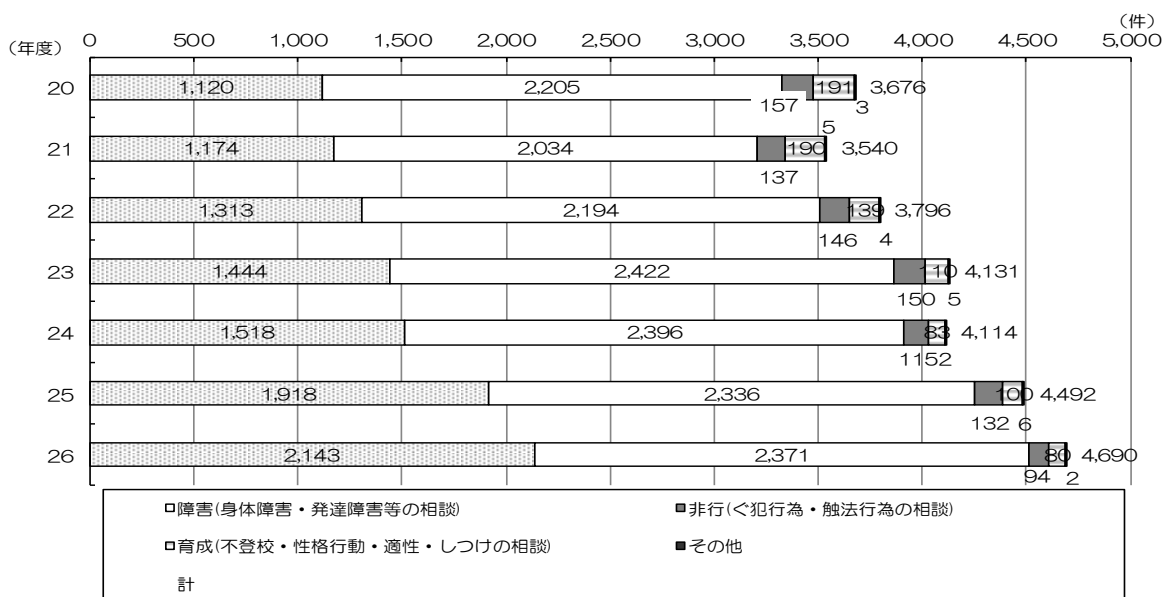
主な業務は、①市町の児童家庭相談への対応について市町相互間の連絡調整、市町に対する情報提供、その他必要な援助を行う機能②子どもの虐待をはじめ専門的な技術支援および指導を必要とする、家庭その他からの相談に応じること、③虐待を受けている子どもに対しての安全確認を行い、必要に応じて保護を行うこと、④子どもおよびその家庭について必要な調査を行い、社会的、心理学的、医学的、行動学的診断等を基に総合的な判定をし、個々の子どもに対して一時保護や継続的なカウンセリングまたは施設入所、里親委託等を行うことなどです。

子ども家庭相談センターの相談には、児童虐待等により家庭養育が困難など養護に関する相談や子育てに関する相談、非行に関する相談や身体障害・発達障害に関する相談等があります。平成26年度における全相談件数は4,690件で、相談種別では「障害」に関する相談が2,371件で全体の50.6%と最も多く、次いで「養護」に関する相談が2,143件で全体の45.7%となっています。このうち、児童虐待に関する相談件数が1,685件と、児童虐待防止法が施行された平成12年度（295件）の約5.7倍、平成2年度の統計開始以降、最も多くなっています。

○子どもを守るほっとライン（中央子ども家庭相談センター内 24時間対応）

TEL・FAX 077-562-8996

第8-1-1図 子ども家庭相談センターの相談種別受付件数の推移



(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

2. 子ども・子育て応援センター

子ども・子育て応援センターは、平成18年6月に滋賀県子ども条例に基づいて設置され、電話相談（愛称：こころんだいやる）等により、相談員が子どもや親などから「子育て」や「不登校」「非行」などの相談に応じています。

平成26年度における相談件数は3,414件で、前年度（3,004件）に対し13.6%の増となりました。なお、1日あたりの平均相談件数は9.5件となっています。

相談者別にみると、「本人」からの相談が540件あり、また「母親」からの相談は2,429件で、「本人」と「母親」をあわせると相談件数の87.0%を占めます。

相談内容で最も多いのは「親自身の問題」に関する相談の1,225件で全体の35.9%を占め、次いで「性格・行動」に関する相談が877件、全体の25.7%となっています。

〇こころんだいやる（午前9時～午後9時、12/29～1/3除く）

TEL 077-524-2030 FAX 077-528-4855

第8-1-2表 相談状況の年度別推移

単位（件）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
電話相談	4,162	2,958	2,528	2,559	2,533	2,765	2,994	3,413
面接相談	10	2	6	2	4	11	10	1
その他（FAX等）	14	3	5	6	3	1	0	0
小計	4,186	2,963	2,539	2,567	2,540	2,777	3,004	3,414
無言・いたずら	736	864	559	637	346	287	351	444
合計	4,922	3,827	3,098	3,204	2,886	3,064	3,355	3,858

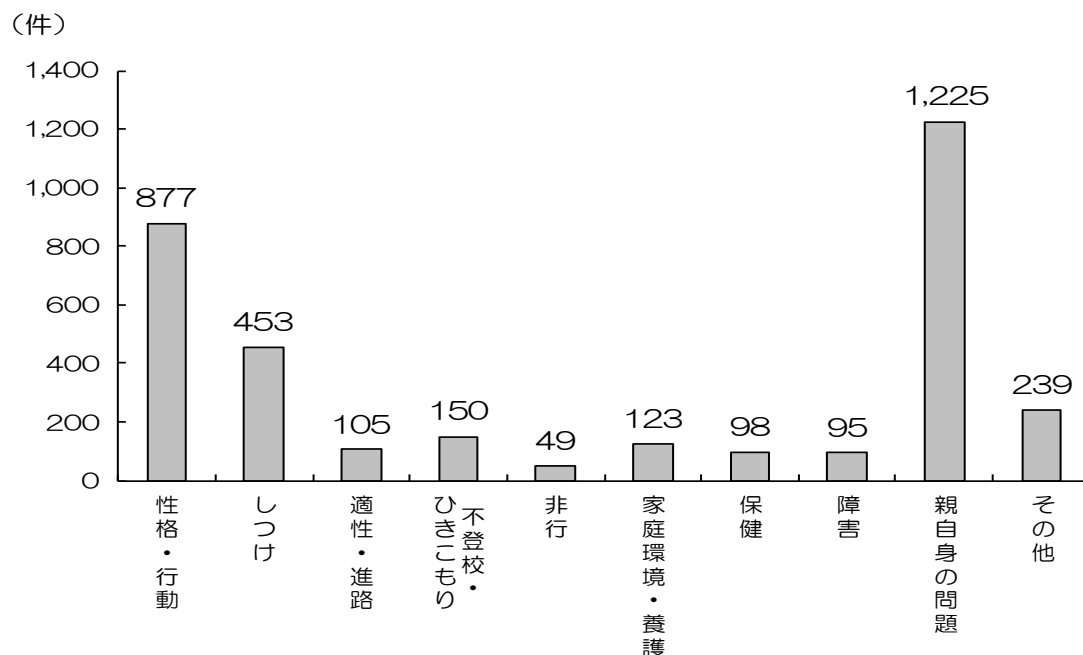
（資料）滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

第8-1-3表 相談者の内訳（推移）

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	割合（%）	件数	割合（%）	件数	割合（%）	件数	割合（%）	件数	割合（%）	件数	割合（%）	件数	割合（%）	件数	割合（%）
本人	1,805	43.1	1,494	50.4	977	38.5	759	29.6	597	23.3	642	23.1	641	21.3	540	15.8
母親	2,137	51.1	1,348	45.5	1,203	47.4	1,446	56.3	1,614	62.9	1,775	63.9	1,951	64.9	2,429	71.1
父親	75	1.8	54	1.8	89	3.5	80	3.1	96	3.7	81	2.9	77	2.6	182	5.3
祖父母・親戚等	45	1.1	23	0.8	46	1.8	57	2.2	53	2.1	87	3.1	93	3.1	84	2.5
その他	84	2.0	31	1.0	43	1.7	54	2.1	47	1.8	59	2.1	81	2.7	59	1.7
不明	40	1.0	13	0.4	181	7.1	171	6.7	133	5.2	133	4.8	161	5.4	120	3.5
計	4,186	100.0	2,963	100.0	2,539	100.0	2,567	100.0	2,567	100.0	2,777	100.0	3,004	100.0	3,414	100.0

（資料）滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

第8-1-4図 内容別相談件数



(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

3. 市町 (児童相談)

平成16年度の児童福祉法の改正により、平成17年4月から、市町も児童虐待など児童家庭相談を行っています。平成26年度における県内市町の児童相談件数は8,345件で、このうち児童虐待相談件数が5,924件と最も多くなっています。相談の経路では、学校等が2,466件と最も多く、保健センター1,242件、家族・親戚761件の順となっています。

また、平成17年度中に任意設置の児童虐待防止ネットワークが全ての市町に設置され、平成23年3月には、全ての市町で、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会に移行しました。

要保護児童対策地域協議会は、構成機関に守秘義務が課されるため情報共有がより密になること、調整機関が明確になり責任ある実施体制の構築が期待できることなどから、市町には、この協議会の機能強化を図ることが求められています。

第8-1-5表 市町全体の相談件数

	虐待相談	その他養護相談	障害相談	非行相談	育成相談等	計
平成21年度	2,747	1,234	460	44	722	5,207
平成22年度	3,195	1,438	247	42	643	5,565
平成23年度	3,552	1,804	234	53	837	6,480
平成24年度	4,247	1,719	261	51	991	7,269
平成25年度	5,083	1,263	131	33	968	7,478
平成26年度	5,924	1,423	83	43	872	8,345

(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

第8-1-6表 相談の経路状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
家族・親戚	820	785	858	723	829	761
隣人・知人	199	273	273	369	337	382
児童本人	22	8	11	18	24	21
福祉事務所	474	636	800	874	729	737
児童委員	121	133	144	123	102	131
保健センター	755	822	921	1,104	1,128	1,289
医療機関	62	104	124	140	163	150
児童福祉施設等	484	467	480	526	591	678
警察等	40	55	72	105	78	89
学校等	1,374	1,429	1,836	1,944	2,107	2,466
子ども家庭相談センター	397	458	541	566	653	755
その他	359	395	420	777	737	886
計	5,107	5,565	6,480	7,269	7,478	8,345

(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

4. 児童家庭支援センター

子育てや子どもに関する相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、子ども家庭相談センターや児童福祉施設等との連絡調整を総合的に行い、地域の子どもや家庭の福祉の向上を図ることを目的とするセンターで、本県では平成14年1月から児童養護施設小嶋の家に設置されています。

〇こばと子ども家庭支援センター

〒520-0027 大津市錦織1-14-25 TEL 077-522-2910

第8-1-7表 こばと子ども家庭支援センター相談状況

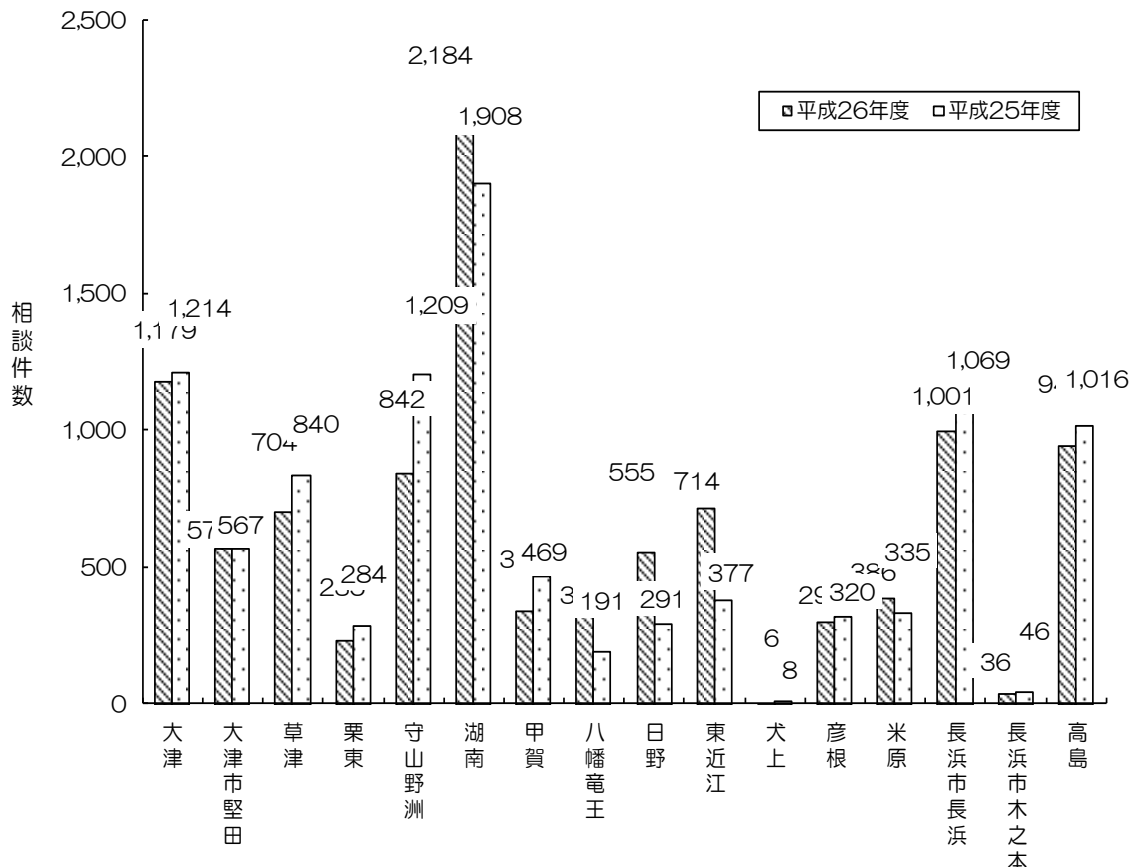
年度	形態					計
	電話相談	来所相談	訪問相談	その他		
平成19年度	43	507	7	0	557	
平成20年度	65	532	12	0	609	
平成21年度	52	360	11	0	423	
平成22年度	66	534	14	0	614	
平成23年度	75	397	7	0	479	
平成24年度	158	375	43	0	576	
平成25年度	317	246	840	0	1403	
平成26年度	219	521	234	0	974	

(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

5. 少年補導センター

少年補導センターは、青少年の非行防止対策を推進していくための地域における拠点として設置され、少年非行防止に関係のある行政機関・団体およびボランティアが協力して街頭補導や少年相談業務等を行っています。平成26年度の県内全少年補導センターの相談件数は延べ10,338件で、前年度に比べて194件増加しました。

第8-1-8図 相談受理件数の推移

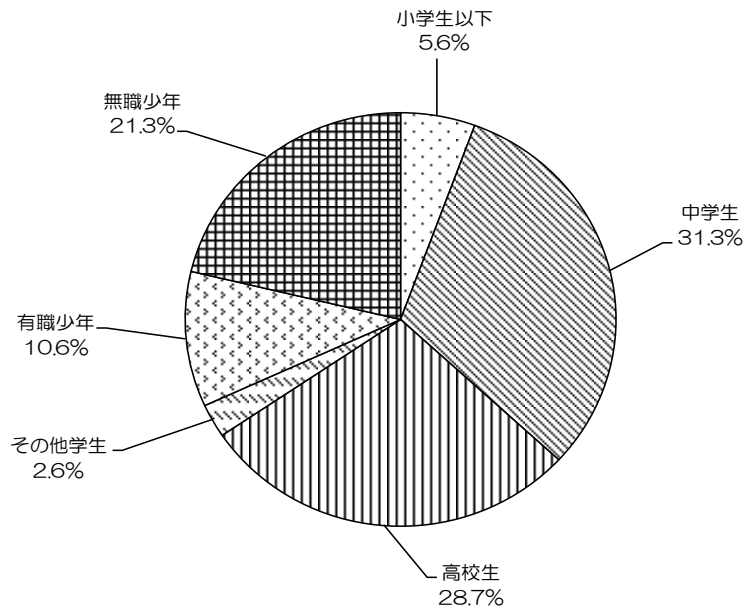


(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

相談対象少年の学職別の割合を見ると、中学生に関する相談が全体の31.3%を占めて最も多く、次いで順に高校生に関する相談28.7%、無職少年に関する相談21.3%、有職少年に関する相談10.6%、小学生以下に関する相談5.6%、その他学生に関する相談2.6%となっています。

小学生以下	579件	中学生	3,233件
高校生	2,963件	その他学生	272件
有職少年	1,093件	無職少年	2,198件

第8-1-9図 相談対象の内訳

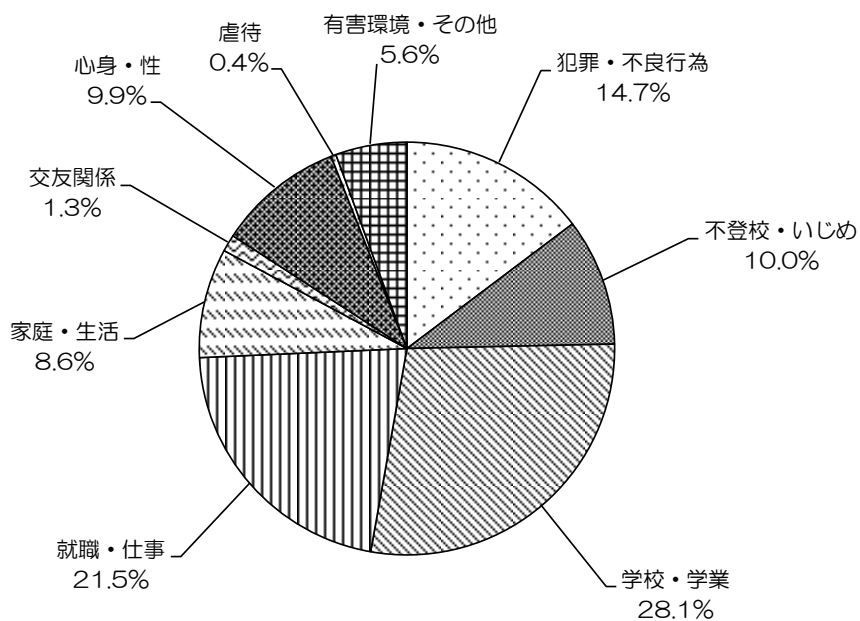


(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

相談内容の内訳は、学校・学業に関する相談が全体の28.1%を占めて最も多く、次いで順に就職・仕事に関する相談21.5%、犯罪・不良行為に関する相談14.7%などとなっています。

犯罪・不良行為	1,518件	不登校・いじめ	1,031件	学校・学業	2,909件
就職・仕事	2,223件	家庭・生活	886件	交友関係	137件
心身・性	1,019件	虐待	41件	有害環境・その他	574件

第8-1-10図 内容別相談件数



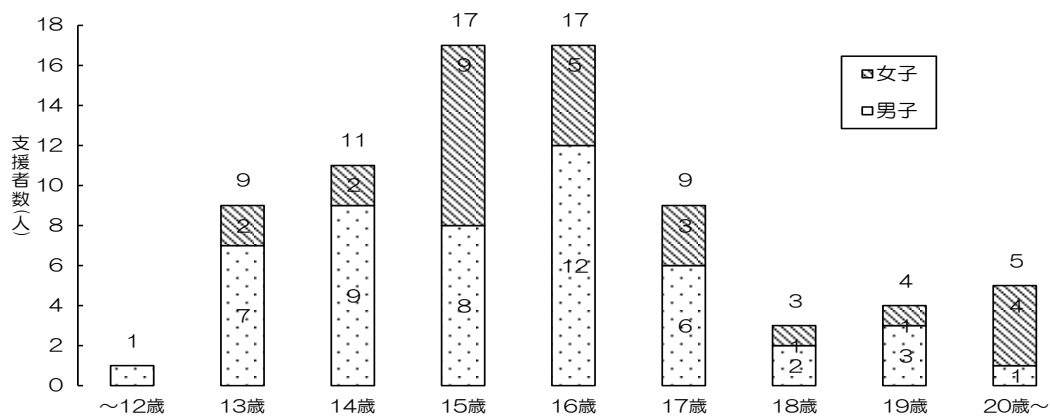
(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

6. 青少年立ち直り支援センター（あすくる）

県内16か所にある少年補導センターのうち、9か所のセンターに専属スタッフ（支援コーディネーター、心理臨床担当職員、現職教員）を配置することで立ち直り支援に必要な機能をおき、その支援活動の拠点として青少年立ち直り支援センター（通称：あすくる）が設置されています。「あすくる」では、警察、司法、教育、福祉等の関係機関との連携、支援協力企業やボランティアの協力のもと、問題を抱える青少年の生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなどに取り組み、再非行を防止するとともに立ち直りを支援しています。

平成26年度の新規支援者数を年齢別で見ると15歳、16歳が最も多くなっており、両方で全体の44.7%を占めています。

第8-1-11図 年齢別新規支援者数

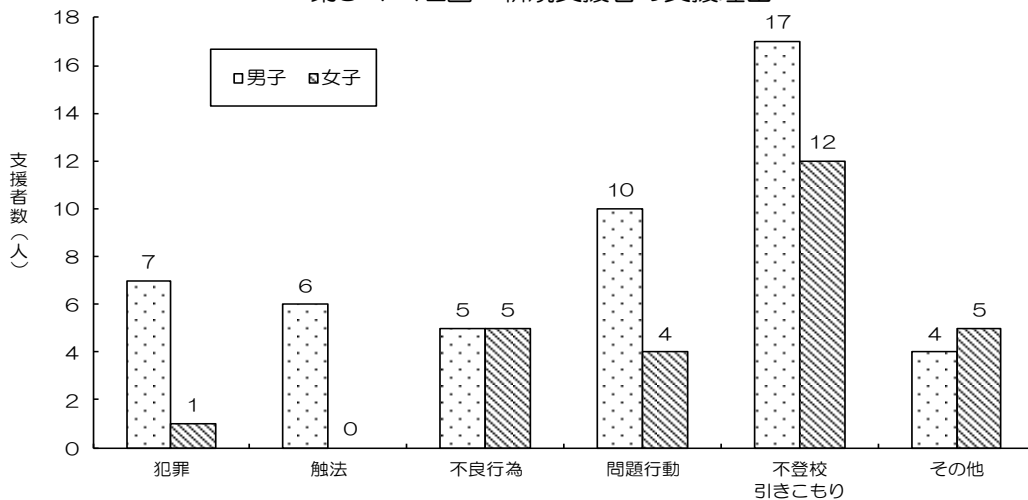


年齢	～12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳～
男子	1	7	9	8	12	6	2	3	1
女子	0	2	2	9	5	3	1	1	4
計	1	9	11	17	17	9	3	4	5

（資料）滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

平成26年度における新規支援者の支援理由は、不登校・引きこもりが29人で最も多く、全体の38.1%を占めています。

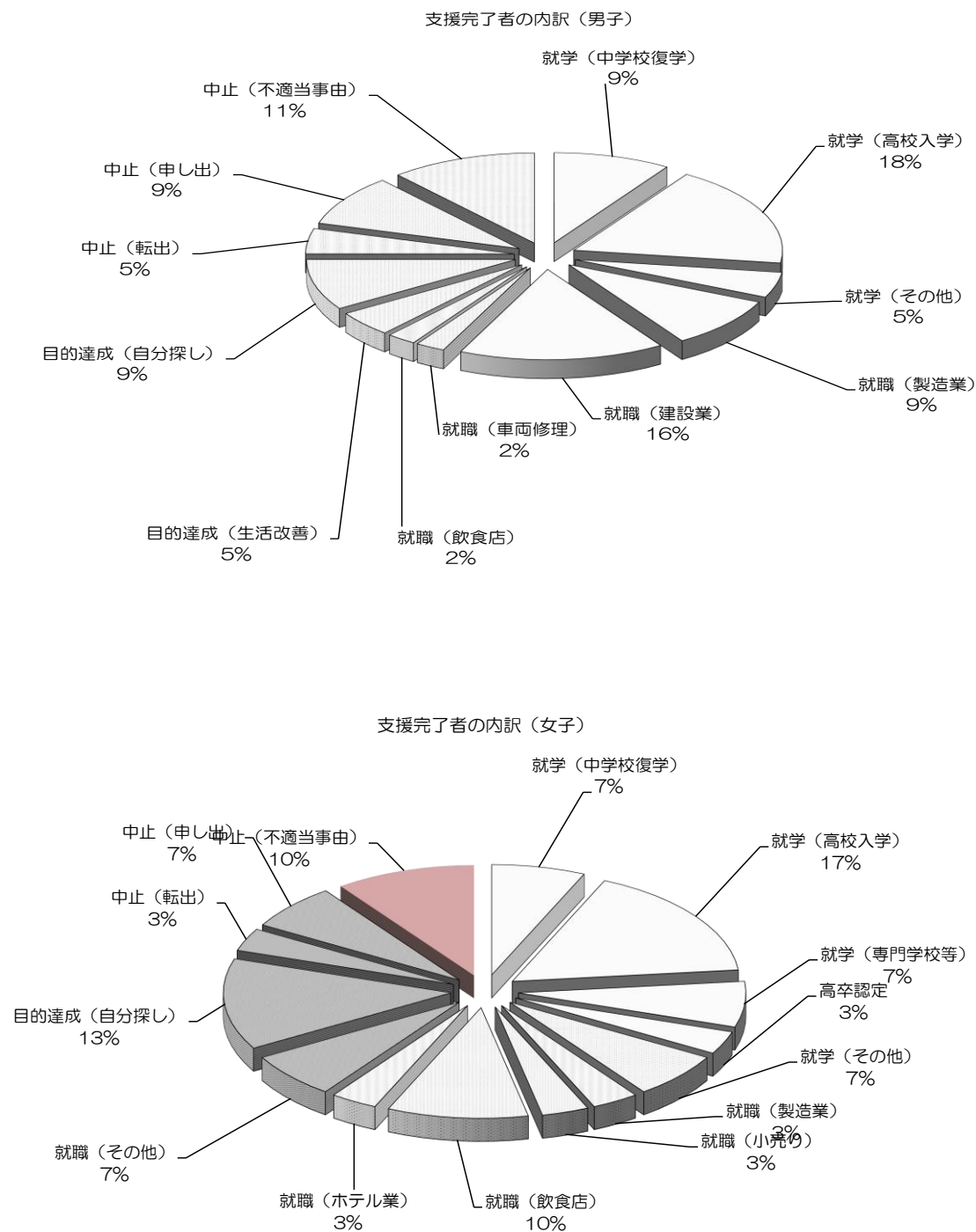
第8-1-12図 新規支援者の支援理由



（資料）滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

平成26年度における男女別支援完了者の内訳は以下のとおりです。また、支援完了率は77.0%となっています。

第8-1-13図 男女別支援完了者の内訳



第2節 ひきこもり

1. ひきこもりの定義

「ひきこもり」とは、「様々な要因の結果として、社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）」と平成22年5月「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」で定義されています。

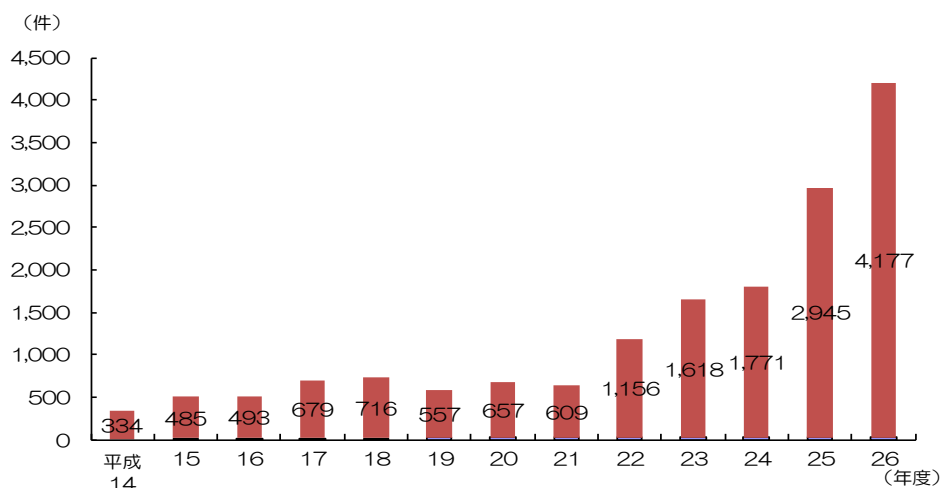
（※）また、当県のひきこもり中の子どもや青年の数を推計すると、若年人口の1.79%にあたる約7683人とされています。※資料：内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」による。

2. 精神保健福祉センター、保健所における相談状況

精神保健福祉センターにおけるひきこもり相談件数の年次推移を見ると、平成22年4月の精神保健福祉センター内にひきこもり支援センターを設置以降、相談件数が大きく伸びており、平成26年度には開設当初の約3.6倍に増加しています。その背景には重症化予防の視点から義務教育層へ支援の対象を拡大したことや、教育機関等を含む青少年支援機関との連携体制が充実してきたことが考えられます。

また、県内保健所においては、地域のネットワーク体制が整備されてきたことで、10年前と比較して相談件数の増加がみられます。

第8-2-1図 精神保健福祉センターにおけるひきこもり相談件数の年次推移



（資料）滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

第8-2-2表 保健所におけるひきこもり相談件数の年次推移

		平成16年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
精神保健福祉センター	電話等	335	202	111	79	73	196	491	688	670	1,452	2,102
	面接等	158	477	605	478	584	413	665	930	1,101	1,493	2,075
	計	493	679	716	557	657	609	1,156	1,618	1,771	2,945	4,177
全保健所	保健師	面接	H18年度より各保健所においてひきこもり相談窓口を設置	220	166	169	354	275	209	344	461	408
		訪問		59	60	109	97	59	107	99	186	160
	専門医相談	27		57	66	47	43	50	43	39	42	
	心理相談	48		80	41	143	100	94	165	197	211	

（資料）滋賀県健康医療福祉部障害福祉課